神奈川県景観条例

私たちが暮らす神奈川は、緑織り成す箱根や丹沢の山並み、多摩川、相模川や酒匂川などの河川や湖、相模湾や東京湾の海岸線、田園や里山などの豊かな自然の地形を有している。

歴史的にも、武家政権誕生の地であり、また、東海道が県土を横断していることから、古くから宿場町が形成され、現在でも歴史的なたたずまいが残されている。さらに、近代化の先駆けとなった東京湾沿岸地域や保養地として発展した相模湾沿岸地域などには、様々な様式の近代建築物が現存するなど、歴史的、文化的遺産も多く存在している。

このような、自然的、歴史的、文化的な積み重ねによって、地域の良好な景観が形成され、私たちの暮らしに潤いをもたらし、地域に対する誇りと愛着を生み出すとともに、訪れる人々にもその恩恵をもたらしてきたところである。

しかしながら、これまでの経済社会情勢の変化、都市化の進行によって、こうした地域の特色ある景観が失われてきたことも事実である。

こうしたことから、これからの成熟社会に向け、歴史や文化を継承した景観づくりにより、地域ごとの多様な景観の価値を認識し、これらの特色ある景観を守り、育て創造していくなど、空間の質を高めるための取組が求められている。

私たちは、将来の世代に良好な景観を引き継ぐことの大切さを深く認識し、景観づくりに対する自覚と認識を持って、自ら継続的に行動していかなければならない。

このような認識のもとに、参加と協働により、景観づくりに取り組み、心地よく潤いのある神奈川の風土を実現するため、この条例を制定する。

（目的）

1. この条例は、景観づくりについて、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、景観づくりに関する施策の基本となる事項を定めることにより、美しく風格のある県土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図り、もって県民生活の向上並びに地域経済及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第２条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

1. 景観づくり 将来の県民に継承できるように、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的諸条件に配慮しつつ、県土の良好な景観を形成すること（県土の良好な景観を保全し、若しくは創造し、又は良好な景観に修復することを含む。）をいう。

(2) 県民等 県民、事業者及びこれらの者の組織する景観づくりに関する団体をいう。

(3) 公共施設 景観法（平成16 年法律第110 号）第７条第４項に規定する公共施設をいう。

（基本理念）

第３条　良好な景観は、美しく風格のある県土の形成と潤いのある豊かな生活環境の　創造に不可欠なものであることにかんがみ、県民共通の資産として、現在及び将来の県民がその恵沢を享受できるよう、その整備及び保全が図られなければならない。

２　良好な景観は、地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等との調和により形成されるものであり、また、地域の固有の特性と密接に関連するものであることにかんがみ、地域住民の意向を踏まえ、それぞれの地域の個性及び特色の伸長に資するよう、その多様な形成が図られなければならない。

３　良好な景観は、観光その他の地域間の交流の促進に大きな役割を担うものであることにかんがみ、地域の活性化に資するよう、県、市町村及び県民等により、その形成に向けて一体的な取組がなされなければならない。

（県の責務）

第４条　県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、景観づくりに関する総合的、計画的かつ広域的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（県民の責務）

第５条　県民は、基本理念にのっとり、景観づくりに関する理解を深め、積極的な役　割を果たすよう努めるとともに、県が実施する景観づくりに関する施策に協力しなければならない。

（事業者の責務）

第６条　事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、景観づくりに自ら努めるとともに、県が実施する景観づくりに関する施策に協力しなければならない。

（基本方針の策定）

第７条 知事は、景観づくりに関する施策の総合的、計画的かつ広域的な推進を図るため、景観づくりに関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

２　前項の基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 景観づくりに関する目標

(2) 景観づくりに関する施策の基本となる事項

(3) 広域的な景観づくりに関する事項

(4) 県の公共施設及びその周辺の空間における景観づくりに関する事項

(5) 前各号に掲げるもののほか、景観づくりに関する施策を総合的、計画的かつ広域的に推進するために必要な事項

３　知事は、社会経済情勢の変化及び景観づくりを取り巻く環境の変化に迅速かつ柔軟に対応するため、定期的に基本方針を検証し、必要に応じ基本方針の変更を行わなければならない。

４　知事は、基本方針を定め、又は変更したときは、遅滞なくこれを公表するものとする。

（推進体制の整備）

第８条　県は、県民等及び市町村と連携し、及び協働して、景観づくりに関する施策の総合的、計画的かつ広域的な推進を図るための効率的な体制を整備するものとする。

（市町村に対する支援等）

第９条 県は、景観づくりを推進する上で市町村が果たす役割の重要性にかんがみ、市町村が行う景観づくりに対し、必要な支援を行うよう努めるものとする。

２　県は、市町村の求めに応じ、市町村が行う景観づくりに関する施策の推進に関し、

広域的な見地からの調整を行うことに努めるものとする。

（県民等に対する支援）

第10 条 県は、景観づくりに関する県民等の理解を深め、県民等による景観づくりに関する活動への参加を促進するために、景観づくりに関する情報の提供、普及啓発、人材の育成その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

（表彰）

第11 条 県は、景観づくりに特に功績があったものの表彰に努めるものとする。

（景観づくりに配慮した公共事業の実施）

第12 条 県は、基本方針に基づき、景観づくりに配慮した公共施設の建設その他の公共事業を実施するものとする。

附 則

１　この条例は、平成18 年12 月１日から施行する。

２　知事は、この条例の施行の日から起算して５年を経過するごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成20年７月22日条例第40号）

　この条例は、公布の日から施行する。